明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍が滅失した件（法務五六七）　一
○戸籍が滅失した件（同五六八）　一
○日本国に帰化を許可する件（同五六九）　二
○政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（外務四一〇）　二
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（同四一一）　三
○ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一二）　三
○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一三）　三
○食糧援助に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一四）　三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務三四五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二〇九一～二一〇二）　三
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二七六）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二七七）　五
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二七八）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同二七九）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（同二八〇）　六
○道路に関する件（東北地方整備局二五四）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二九四、二九五）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一八八、一八九）　七

〔国会事項〕

第五十回核燃料取扱主任者試験の施行（原子力規制委員会）　七
第六十回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（同）　七

〔官庁報告〕

法務

判決（最高裁判所）　七
国家試験　八

〔資料〕

平成二十九年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、弁護士資格認定、公示送達関係　九
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他

二九

告示

○**法務省告示第五百六十七号**

熊本県山鹿市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、山鹿市役所又は熊本地方法務局山鹿支局に照会すること。

平成二十九年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

熊本県菊池郡城北村大字宮原二百八番地

今西　礎

○**法務省告示第五百六十八号**

山梨県笛吹市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、笛吹市役所又は甲府地方法務局に照会すること。

平成二十九年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

山梨県東八代郡富士見村小石和百九十二番地

武田　壽海